

日本における「忘れられる権利」に関する裁判例および 議論の状況

曾我部 真裕*

<要旨>

EU法とは異なり、日本では「忘れられる権利」は、独自の権利としては捉えられていない。EU個人データ保護規則に対応する個人情報保護法は、検索サービスには適用されないと考えられている。そこで、それに対応する問題は、名誉権またはプライバシー権の一部としての検索結果等の削除を求める権利として考えられており、裁判所で争われる事例は相当数存在する。しかし、具体的な削除等の基準としては、下級審裁判例は、比較衡量論をとるものと、明白性基準をとるものとに分かれており、最高裁の判断を待っている状況にある。他方、自主的な削除基準を公表する検索サービス事業者もあり、総務省としても自主的な取組を推進している。こうした状況の中、立法論を主張する論者は少数であり、最高裁の判断が今後の基準になりそうである。

キーワード：忘れられる権利、検索結果削除、プライバシー、媒介者責任、知る権利

目 次

- I. 「忘れられる権利」をめぐる全体的な状況
- II. 現行法下における検索結果等削除の可否およびその要件
- III. 検索サービス事業者の自主的対応
- IV. 「忘れられる権利」の承認の是非をめぐる立法論
- V. 結論

I. 「忘れられる権利」をめぐる全体的な状況

本報告では、日本における「忘れられる権利」に関する裁判例及び議論の状況について紹介する。まず初めに全体の状況について述べておきたい。「忘れられる権利」は、ほとんどもっぱら検索サービス¹⁾の検索結果の削除や、オートコンプリートの削除など（以下、これらをまとめて「検索結果（の）削除等」という）それに関連する紛争の文脈で議論されている。なお、日本では、新聞社やテレビ局によるニュースは、インターネットに掲載されてから短期間で自動的に削除されるので、新聞社やテレビ局のウェブサイトそのものに掲載されたニュースを「忘れられる権利」の名の下に削除請求する事案は通常は生じない。日本で問題となっているのは、主に、過去に犯罪により逮捕されたり有罪判決を受けた²⁾旨の報道が掲示板等に転載されて長期間に渡って公開され続けており、検索結果等として表示されるため、その削除を求めるような場合である。

若干実情に立ち入って触れると、日本では、「2ちゃんねる」²⁾を始めとする匿名掲

1) 日本では検索サービス市場のほとんどをヤフージャパンとグーグルとで占めている。ヤフージャパンは携帯電話事業者のソフトバンクが筆頭株主となっており、アメリカのヤフーの許諾を受けてヤフーの名称を使用しているが、事業そのものについて以前よりアメリカのヤフーからは独立している。他方、グーグルのサービスは、各国と同様、アメリカ本社によって提供されている。

掲示板が数多く存在し、権利侵害の温床になっていると言われてきた。この掲示板では、匿名で書き込みが可能である（日本では、韓国のような実名登録制は存在しない）。また、人格権を侵害するような書き込みについて削除請求を受けても、これらの掲示板の運営者は十分に対応しないことが多い。2ちゃんねるは外国に拠点をしているので、訴訟を行う場合にも金銭的・時間的なコストが高い点も問題とされる。こうした匿名掲示板に加えて、最近では「まとめサイト」と総称されるサイトが多数出現し、匿名掲示板等での書き込みを転載し、権利侵害を助長している。

その結果、犯罪や不祥事が新聞やテレビでは匿名で報道された場合であっても、これらの掲示板の利用者が独自に被疑者や被害者の実名や住所、職業等を調査し、公表することが日常的に行われ、同種の掲示板やまとめサイトに広く転載されて人権侵害がなされることが問題となっている。このような場合、人権侵害の被害者が個別の書き込みに対して削除請求を行うことは現実的ではないため、検索サービス事業者に検索結果の削除請求を行う傾向が見られる。検索結果等削除の請求権の意味における「忘れられる権利」の問題を含む検索結果の削除請求が問題となっているのは、このような文脈においてである。

さて、検索結果等削除の請求権の意味における「忘れられる権利」をめぐるでは、①現行法下における検索結果等削除の可否およびその要件、②検索サービス事業者の自主的対応、③「忘れられる権利」の承認の是非をめぐる立法論、という3つの次元で論議されているので、以下ではこれらを順次概観したい。

Ⅱ．現行法下における検索結果等削除の可否およびその要件

1. 適用法令

現在、名誉権やプライバシー権といった人格権に基づいて検索結果等の削除を求める訴訟が多数行われている³⁾。人格権に関する民法上の規定はないが、判例上、

2) 2014年に運営者内部で紛争があったとされ、<http://www.2ch.net/>と<http://2ch.sc/>とに分裂している。

物権と同様に排他性を有し、人格権侵害行為に対しては差止め等を求めることができる⁴⁾。名誉権やプライバシー権を侵害する雑誌の記事の差止めが従来の典型的な事例であった。

検索結果等の削除を求める裁判例は少なくとも2008年以前から存在し⁵⁾、日本では、ヨーロッパで「忘れられる権利」が議論され始める前からこの問題が実務上問題となっていたことになる。

他方、周知のとおり、ヨーロッパにおける「忘れられる権利」は、個人情報保護法制度上の権利として議論されているが、日本ではこの種の議論はなされていない。すなわち、日本の個人情報保護法の一般的な解釈によれば、「キーワードと同一の文字列であれば個人情報であるか否かに関わりなく法人名や地名等も含めて検索する仕組みになっているので、」検索サービスは「個人情報データベース等」（個人情報保護法2条2項）に含まれないとされている⁶⁾。訂正請求（同法26条）や利用停止請求（同法27条）の対象となるのは、「保有個人データ」であり、「保有個人データ」は、「個人情報データベース等」に含まれる個人情報であることが前提となっている（同法2条4項、5項）。以上からすれば、検索サービスによって検索可能な個人情報は、訂正請求や利用停止請求の対象にならないということになる。

2. 「忘れられる権利」概念

1. で述べたように、人格権に基づく検索結果等の削除請求において想定されている人格権とは、具体的には名誉権やプライバシー権である。しかし、最近、「忘れられる権利」という単語に言及する地裁の決定が現れて論議を呼んだ。すなわち、さいたま地決2015年12月22日判時2282号78頁は、児童買春罪で逮捕され、罰金刑を受けてから3年以上たってもその逮捕歴が検索可能となっている事案において、「一度は

3) その背景には、積極的にこの種の事件を受任している弁護士がいることがある。その代表的な弁護士による著作として、神田知宏『ネット検索が怖い「忘れられる権利」の現状と活用』（ポプラ新書、2015年）がある。

4) 最大判1986年6月11日民集40巻4号872頁（北方ジャーナル事件）。

5) 東京地決2008年11月14日判例集未登載。

6) 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説（第4版）』（有斐閣、2013年）30頁。

逮捕歴を報道され社会に知られてしまった犯罪者といえども、人格権として私生活を尊重されるべき権利を有し、更生を妨げられない利益を有するのであるから、犯罪の性質等にもよるが、ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から『忘れられる権利』を有するというべきである。」（下線は筆者による。この「更生を妨げられない利益」について後述する。）と述べた。

「忘れられる権利」の存在に明示的に言及したこの決定は、大きく報道され話題を呼んだ。他方で、法律の専門家からは、この「忘れられる権利」の権利や名誉権やプライバシー権との関係などがあいまいであることから、安易にこうした権利を認めるべきではないとの批判が多く表明された。

実際、このさいたま地裁決定に対する保全抗告審である東京高決2016年7月12日判例集未登載は、「忘れられる権利」の存在を明示的に否定した。すなわち、「『忘れられる権利』は、そもそも我が国において法律上の明文の根拠がなく、その要件及び効果が明らかではない」とし、「その実体は、人格権の一内容としての名誉権ないしプライバシー権に基づく差し止め請求権と異ならない」と述べた。研究者・実務家の間でも、こうした見解が一般的ではないかと思われる。

なお、さいたま地裁決定で登場する「更生を妨げられない利益」については、これをプライバシー権の枠内でとらえた最高裁判例が存在する。ノンフィクション『逆転』事件判決である（最三小判1994年2月8日民集48巻2号149頁）。この事件では、沖縄で有罪判決を受けて服役した原告が、出所後東京に移住して平穏な生活を送っていたところ、原告の実名を用いて沖縄での事件を描いた『逆転』が刊行されたため、プライバシー権侵害であるとして訴えが提起された。最高裁は、みだりに前科等に関わる事実を公表されないことにつき、法的保護に値する利益を有するとし、また、前科等に関わる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穏を害され、その更生を妨げられない利益を有するとした。東京高裁や法律専門家が、「更生を妨げられない利益」を、独立の権利としてではなく名誉権やプライバシー権の枠内でとらえることの背景には、このような最高裁判例の存在がある。

以上から、日本では、EU等において「忘れられる権利」の問題として捉えられる問題は、名誉権やプライバシー権の保護をめぐる諸問題の一環として論じられることになる。このことの帰結の1つとして、EU司法裁判所のグーグル・スペイン事件⁷⁾で問題

となったような、公表当時は適法であったが、時の経過によって削除が認められるにいたるような事例だけではなく、名誉権やプライバシー権を侵害する表現一般の検索結果等の削除の問題として議論されるということである。

ただし、名誉権やプライバシー権を侵害する表現一般の検索結果等の削除の問題として議論しようとすることに問題がないではない。特にプライバシー権の問題として議論しようする場合である。すなわち、日本ではプライバシー権として保護を受けるためには、当該情報が一般の人々に未だ知られていないことがらであること（非公知性）が必要だと考えられている⁸⁾。『逆転』事件でも、移住先の東京ではもと原告が起した事件は報道されていなかったものであり、非公知性があつたといえる。

これに対してインターネット時代においては、一度公表された事実はいつまでも残り続け、また、検索によって容易に閲覧可能であるため、プライバシー権として保護されるに必要な非公知性が、一度公表された事実については認められなくなるのではないか、という疑問がありうる。仮にそうだとすれば、この問題をプライバシー権の枠内で捉えることができず、やはり「忘れられる権利」という新しい権利を構想する必要があるのではないかという議論につながりうる。

この点は裁判例においてもあまり論じられていないが、争いがないわけではない。検索結果により過去の反社会的集団との関係が明らかにされたとして削除を求めた事例において、権利侵害の被害を主張する者自身がかつて雑誌の取材等に対して当該関係を話していたことによってプライバシー権として保護が失われるかどうか争われている。東京地決2016年7月14日判例集未登載は、「その者が自ら前科等を公表したことがある場合、前科等に関わる事実を公表されない法的利益を終生にわたって放棄した、あるいは、公表されることを終生にわたって承諾したものとまでは解する必要はなく、公表媒体の性質、前科等を公表した目的及び公表の内容、公表時の社会的地位と公表内容との関係、公表の影響、その後の生活状況における前科等や公表時の社会的地位の位置付け、公表後の経過期間等をも考慮に入れて、前科等に係る事実を公表されな

7) CJEU, *Google Spain SL and Google Inc. v. Agencia Española de Protección de Datos and Mario Costeja González*, C-131/12, May 13, 2014.

8) 下級審判決ながら影響力のあつた「『宴のあと』事件判決（東京地判1964年9月28日下民集15巻9号2317頁）参照。

法的利益が優越するか否かを判断する」とした。

ここでは、自ら過去の事実を公表したことによってプライバシー権を放棄（あるいは侵害に同意）したといえるかどうかという問題として論じられており、非公知性の問題としては論じられていない。結局のところ、非公知性の要件は、必ずしも重要なものとは捉えられておらず、このことが、「忘れられる権利」の問題を一般のプライバシー権の枠内で捉えることができる要因となっているようにも思われる⁹⁾。

この点について簡単に私見を述べる。プライバシー情報がインターネット上に公開されている場合、プライバシー侵害行為は、公表という一回的な行為ではなく、継続的な行為であると考えられる。なぜなら、公開されている間は、当該情報へのアクセスがある度にプライバシー侵害が発生し、また、出版の場合とは異なって公表者は通常はいつでもその公開を停止（削除）できるからである。すでに公表されている情報であっても、当該情報が公開されている間は、その情報を事前に知らない者がアクセスする可能性があるのであるから、そうしたアクセスがあった場合にはプライバシー侵害となる。つまり、非公知性を個々のユーザー、あるいはユーザー層単位で捉えれば、すでにある程度知られている事実であっても、それを知らない個々のユーザーあるいはユーザー層が存在するのであれば、非公知性はあると言える。裁判例において、非公知性要件が重要視されておらず、また、公開を継続している間の事情の変化により、当初はプライバシー侵害が適法であったとしても、時の経過によってそれが違法になることもありうるとされているのは、こうした考え方が背景にあるのではないか。

3. 検索結果等削除の判断枠組み——表現の自由との調整のあり方

1) 前提としてのプロバイダ責任

検索結果等削除の判断枠組みを検討する前に、その前提知識として冒頭で触れたような電子掲示板等における書き込みの削除請求はどのような枠組みで判断されるのかに

9) 神田知宏「さいたま地裁平成27年12月22日決定における『忘れられる権利』の考察」L & T 72号（2016年）44頁は、被侵害権利を「更生を妨げられない利益」とすれば、非公知性の問題を回避することができる。ここでは、プライバシー権と更生を妨げられない利益とは区別されていることになる。

ついて紹介したい。

これについては、2001年に制定された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」、いわゆるプロバイダ責任制限法がある¹⁰⁾。この法律は、その題名が示すとおり、インターネット上の情報媒介者（電子掲示板、動画共有サイト、その他のSNS等）が、情報を削除し又は削除しなかった場合に負うべき民事の損害賠償責任について、民法709条の特則を定めるものである。

まず、同法3条1項は、権利侵害情報を削除しなかった場合、一般の不法行為の要件に加え、次のいずれかの要件を充たしていなければ権利侵害の被害者に対する損害賠償責任を負わないとする。第1は、情報媒介者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたときであり、第2は情報媒介者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるときである。

次に、同法2項は、権利侵害情報を削除した場合に情報発信者に対して負うべき責任に関する規定である。それによれば、削除が必要な限度において行われた場合であって、かつ、次のいずれかに該当する場合には損害賠償責任を負わないとする。第1は、情報媒介者において、情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき、第2は、削除請求があった場合に発信者に照会し、7日以内に削除に同意しないという回答がなかったときである¹¹⁾。

同法4条は、権利侵害の被害者が発信者を特定するために、プロバイダ等に発信者情報の開示請求ができるという規定である。

以上のようなプロバイダ責任制限法の趣旨は、次のような点にある。情報媒介者

¹⁰⁾ 条文については、日本語では、<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H13/H13HO137.html>、英訳は、Japanese law translation (<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/?re=0> 1) において“Act on the Limitation of Liability for Damages of Specified Telecommunications Service Providers and the Right to Demand Disclosure of Identification Information of the Senders”で検索することによって閲覧可能である。

¹¹⁾ なお、7日以内という期間は、インターネット上での選挙運動（落選運動も含む）のための情報による権利侵害等の場合には、2日以内とされる（プロバイダ責任制限法3条の2第1号）。また、リベンジポルノによる権利侵害の場合も同様に短縮される（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律〔リベンジポルノ対策法〕4条）。

は、情報発信者とは異なり、書き込まれた情報の違法性に関する情報をもっていないのが通常であり、厳密な違法性の判断を求めることが酷であること、また、情報媒介者はインターネット上での情報流通において重要な役割を果たしており、権利侵害防止を重視すぎて過度に積極的に削除をさせるような制度設計にするとインターネット上での情報流通の自由への弊害が大きいことである。

検索サービス事業者は、同法2条にいう「特定電気通信役務提供者」に含まれない。しかし、今述べたような情報媒介者の特徴は、多少事情は異なるものの、検索サービス事業者にも当てはまる部分がある。そこで、検索結果等の削除の判断枠組みを考える場合には、情報媒介者の責任の判断枠組みとの比較も念頭に置く必要がある。次に、この点を若干敷衍する。

2) 検索サービス事業者の地位

検索結果等削除の判断枠組みを考える前提として、インターネット上での情報流通における検索サービス事業者の地位について検討する必要がある。直前の部分では、情報媒介者の地位の特徴は検索サービス事業者にも相当程度当てはまるのではないかということ述べた。

実際、検索サービス事業者も訴訟等において自らは情報媒介者として限定的な責任を負うことと主張している。例えば、グーグルは「検索結果を自動的かつ機械的に生成するプログラムを管理して検索サービスを提供しているものであり、検索結果の内容やそこに表示されたリンク先のウェブページの内容を認識しておらず、編集行為も行っていないから、いわば、媒介者として情報提供行為をしているにすぎない」などとして、検索サービス事業者は情報媒介者としての責任を負うと主張している（東京高決2016年7月12日判例集未登載）。

これに対して、権利侵害を主張する側からは、「本件検索結果が自動的かつ機械的に生成されるものであるとしても、必要な情報を収集し、本件検索結果を構成するタイトル、URL及びスニペットを表示するのは、被告人〔グーグルインク〕が作成したプログラムであるから、結局本件検索結果は被告人が発行するコンテンツであって、被告人は、コンテンツプロバイダとしての責任を負う」と主張し、コンテンツプロバイダすなわち情報発信者としての責任を負うとする（前掲東京高決2016年7月12日）。

下級審の裁判例の多くは、検索サービス事業者側の主張を否定している。例えば、「本件検索結果が自動的かつ機械的に生成されるものであるとしても、それは原告人が決めたアルゴリズムを備えたプログラムによるものであり、また、原告人は、その提供する検索サービスの魅力（一覧性、信頼性、検索語との関連性等）を高めるため、検索語に関連する部分を正確かつ端的に抜き出してタイトル及びスニペットを生成するようプログラムを作成し作動させていると認められる。すなわち、原告人は、例えば人の氏名により検索した場合には、その者に関する情報であればそれがその者に有利であろうと不利であろうと正確かつ端的に抜き出し表示されることを当然に認識していることは明らかである。（…）実際の利用実態からは、タイトル及びスニペットが独立した表現として機能することが通常であるということができる」、「以上からは、原告人は単なる媒介者で、名誉権侵害の責任を負うものではないという原告人の主張を採用することはできない」（前掲東京高決2016年7月12日）という。

発信者と媒介者との区別は、インターネットに関わる事業者の責任のあり方を巡って従来から用いられてきた区別である。情報発信者がその情報内容について完全な責任を負うのに対し、媒介者は、発信者が提供した情報に編集を加えることなく媒介することによってインターネット上での情報流通に寄与すると同時に、自らの編集判断を加えていないことにより限定的な責任しか負わないものとされる。

検索結果は検索サービス事業者が開発したアルゴリズムに基づいて情報を選別しているから、編集に類似した判断を行っているという意味において情報媒介者とは言えないというのが裁判例の判断である。それでは、検索サービス事業者は情報発信者と言えるかといえば、少なくとも典型的な情報発信者とは言えない。すなわち、検索結果として表示される情報は、すべて他のインターネットサイトからの抜粋・引用であること、また、検索サービス事業者の意思が関わるのはアルゴリズムの開発までであって、個別の検索結果はユーザーの入力したキーワードに依存する。つまり、個別の検索結果自体は、検索サービス事業者の意思に基づくものではない。そして、検索サービス事業者と元サイト（検索結果のリンク先のウェブサイト）との関係を見れば、前述のように、検索サービス事業者はむしろ情報媒介者との共通点が多く見られる。

以上からすると、検索サービス事業者の責任を検討するにあたり、発信者／媒介者という従来の地位の区別はあまり有効でないと考えるのがむしろ妥当ではないかと思われ

る。検索サービス事業者が仮に情報発信者であるとしても、その責任のあり方を考えるに当たっては、検索サービス事業者の特性を十分に考慮すべきだろう。実際、裁判例にも今述べたような思考で判断を行っていると思われるものもある。

3) 検索結果等削除の判断枠組み

次に、どのような場合に削除義務が発生するかという具体的な要件論に入る。その前提として、検索結果の表示、とりわけスニペットの部分が人格権を侵害することについては広く認められている（筆者は「表示責任」と呼んでいる）。スニペットは元サイトの断片的な抜粋であって、それ自体意味のある文章ではないから人格権侵害には当たらないという主張は認められていない¹²⁾。また、検索結果の表示そのものには違法性がないが、元サイトに人格権侵害があり、検索結果としてリンクを示すことによってそれを拡大することの責任も問われる（同じく「拡散責任」と呼んでいる）。

次に、削除の判断枠組みであるが、これについては下級審の裁判例は分かれている。現在、最高裁に事件が係属しているようであり、いずれ判断が示されると思われるが、ここでは、下級審の裁判例について紹介する。

下級審裁判例には、大きく分けて2つの傾向がある¹³⁾。1つは比較衡量論であ

12) なお、本文では触れないが、ユーザーが検索キーワードを入力すると、そのキーワードと一緒に検索されている別のキーワードとの組み合わせが自動的に表示されるオートコンプリート表示（グーグル・サジェスト）による名誉毀損およびプライバシー権侵害が争われた事例もある。オートコンプリート表示については、そもそもその表示が何を意味するのかということが問題となる。例えば、「曾我部真裕」と入力したところ、「曾我部真裕 殺人」というオートコンプリート表示がなされた場合、「曾我部が殺人に関わった」という事実の摘示があると理解するのか（そうであれば名誉毀損に該当する）、あるいは、この2つのキーワードの組み合わせで検索するユーザーが多いという事実を示すものなのか争われる。オートコンプリート表示は、ユーザーの検索履歴をもとに生成される仕組みであるため、それを前提とすれば後者ということになるが、裁判所の判断は分かれている。同一の事件でも、東京地判2013年4月15日判例集未登載は前者の見方をしたのに対し、東京高判2014年1月15日判例集未登載は後者の見方をとった。

13) この問題に関する裁判例は相当数に上るが、公開されているものは少ない。裁判例を紹介・検討する文献として、宇賀克也「『忘れられる権利』について 検索サービス事業者の削除義務に焦点を当てて」論究ジュリスト18号（2016年）24頁、田中芳樹「事業者代理人からみた検索結果削除判例の分析と現状」L & T72号（2016年）47頁、奥田喜道（編著）『ネット社会と忘れられる権利 個人データ削除の裁判例とその法理』（現代人文社、2015年）、森

り、もう1つは明白性基準である。

比較衡量論を採用したものとして、先ほど紹介したさいたま地決2015年12月22日があり、次のように述べる。「検索エンジンに対する検索結果の削除請求を認めるべきか否かは、検索エンジンの公益的性質にも配慮する一方で、検索結果の表示により人格権を侵害されるとする者の実効的な権利救済の観点も勘案しながら、(……) 諸般の事情を総合考慮して、更生を妨げられない利益について受忍限度を超える権利侵害があるといえるかどうかによって判断すべきである」と述べて、結論として削除請求を認めた。

これに対して、これも先ほど紹介した同じ事案に関する東京高決2016年7月12日は、「本件において、名誉権ないしプライバシー権の侵害に基づく差止請求(本件検索結果の削除等請求)の可否を決するに当たっては、削除等を求める事項の性質(公共の利害に関わるものであるか否か等)、公表の目的及びその社会的意義、差止めを求める者の社会的地位や影響力、公表により差止請求者に生じる損害発生の明白性、重大性及び回復困難性等だけでなく、上記のようなインターネットという情報公表ないし伝達手段の性格や重要性、更には検索サービスの重要性等も総合考慮して決するのが相当である」として、削除請求を認めなかった。

このように、さいたま地裁の決定と東京高裁の決定は、同じ事案に関する判断であるにもかかわらず、結論が分かれた。また、判断枠組みとしては比較衡量論を用いた点では似ているが、比較衡量の内容は異なる。両者の違いは、検索サービスの特徴や公益性への配慮の差異に由来するものと思われる。両決定とも、検索サービスの公共性あるいは重要性を認めているが、東京高裁の方は次のように述べてこれを強調している。すなわち、「現在、インターネットは、情報及び意見等の流通において、その量の膨大さ及び内容の多様さに加え、随時に双方向的な流通も可能であることから、単に既存の情報流通手段を補完するのみならず、それ自体が重要な社会的基盤の1つとなっていること、また、膨大な情報の中から必要なものにたどり着くためには、原告人[グーグル]が提供するような全文検索型のロボット型検索エンジンによる検索サービスは必須のものであって、それが表現の自由及び知る権利にとって大きな役割を果たしてい

亮二「検索とプライバシー侵害・名誉毀損に関する近時の判例」法律のひろば68巻3号(2015年)51頁。

ることは公知の事実である」という。

以上は比較衡量論をとった裁判例であるが、もう1つの傾向として、明白性基準でもいうべき判断枠組みをとったものがある。たとえば、東京地判2013年5月30日判例集未登載は、「被告グーグルインクが本件検索結果を表示したことにより原告の名誉又はプライバシーを侵害しており違法であるとされるためには、検索結果の表示自体から、表示されたウェブページの内容が、原告の名誉又はプライバシーを侵害するもので違法性阻却事由の有無の点等を含めて社会通念上容認できないものであることが一見して明らかであり、かつ、原告から検索結果の削除等の申し出等を受けることなどによって、被告グーグルインクにおいて、当該ウェブページの内容が原告の名誉又はプライバシー侵害である違法なものであることを認識したにもかかわらず放置していたことを要する」とした。

この問題について学説の議論はまだあまり進んでいないように思われるが¹⁴⁾、私見によれば、判断枠組みとしては基本的には後者が妥当である。その理由は、前者の基準は典型的な情報発信者を想定したものであって、検索サービス事業者のような実質的には情報発信者とはいえない主体については適合的でないからである。他方、後者の明白性基準は、検索サービスの特性を踏まえた判断枠組みとなっている。すなわち、検索サービス事業者は、元サイトでの表現の違法性に関わる具体的事情（例えば、真実かどうか）を知りえないから¹⁵⁾、検索結果の表示そのものから違法であることが明らかである場合に限って削除義務を負わせるべきであろう。

さらに言えば、元サイトが違法であるならば、第三者である検索サービス事業者ではなく、まずは元サイトの運営者に削除請求をすべきであるとも言え、元サイトの運営者に削除請求をしたが削除されなかった場合に検索結果等の削除を認めるという意味での補

14) 日本では、EUをはじめとする海外の状況を紹介分析する論考は多数公表されているが、日本法においてどのように判断すべきかについての議論は進んでいない。後者に関する主なものとして、宇賀・前掲注(13)、石井夏生利、神田知宏、森亮二「鼎談 検索結果削除の仮処分決定のとらえ方と企業を含むネット情報の削除実務」NBL1044号(2015年)7頁、穴戸常寿、門口正人、山口いつ子「鼎談 インターネットにおける表現の自由とプライバシー 検索エンジンを中心として」ジュリスト1484号(2015年)ii頁。

15) 実際、裁判所での係争を続けるうちに、プライバシー侵害である主張されていた過去に反社会的集団に所属していた事実について、原告本人が雑誌の取材に対して語っていたことが判明した事案もある(朝日新聞2015年12月16日)。

充性も必要だと思われる。

Ⅲ. 検索サービス事業者の自主的対応

日本においては、インターネット上の問題は、行政機関と連携するかどうかは場合によるが、自主的な対応で解決を図る場合が多い。検索結果等の削除の問題については、2大検索サービス事業者の1つであるヤフージャパンにおいて有識者会議が設置され、2015年3月30日に報告書が提出された¹⁶⁾。

その検討結果の要旨は、以下の通りである。

1. 検索結果の表示自体によるプライバシー侵害に関する基本的な考え方

検索結果の表示内容自体（検索結果に表示されるタイトル、スニペット、等の記載自体）から権利侵害が明白な場合に限って非表示措置を講じる。非表示措置は、プライバシー侵害情報が掲載されている部分について講じる。

2. 検索結果にプライバシー侵害サイトへのリンクが掲載されていることによるプライバシー侵害に関する基本的な考え方

原則として、リンク先ページに対して対応を求めるべきであるから、リンク先ページの削除を認める裁判所の判断がある場合に限って検索結果の非表示措置を講じる。プライバシー侵害の被害救済の観点から、例外として、①権利侵害がリンク先ページの表示自体から明白で、かつ、②権利侵害に重大性又は非表示とする緊急性が認められる場合にも非表示措置を講じる。

この報告書の立場は、名誉毀損には触れられていない点で不明なところもあるが、プライバシー侵害との関係では、基本的には妥当であると思われる。とりわけ、（2）②

¹⁶⁾ <http://publicpolicy.yahoo.co.jp/2015/03/3016.html>

の緊急性のある場合には削除するという措置については、以下の観点から重要だと思われる。すなわち、上記のように、私見によれば法的な削除義務が生じる場合には補充性が求められるものの、緊急性のある場合には自主的な措置として削除することが被害拡散防止にとっては望ましい。そして、この観点からは、緊急性のある場合の削除は期限付きの仮の措置とすることが適当ではないか。

なお、上記（１）では、「非表示措置は、プライバシー侵害情報が掲載されている部分について講じる。」とあり、タイトルやスニペットのうち一部を削除することを想定しているが、つい最近の東京地決2016年 8 月17日判例集未登載は、タイトルやURLを含む検索結果すべてを削除する必要があるとした。スニペットの表示がなくても、URL自体の記載自体によって、検索結果を閲覧する者が極めて容易に人格権を明白に侵害する記事内容にアクセスするという具体的な人格権侵害のおそれが生じているという。

検索結果等の削除が認められる場合においても、どの範囲で削除すべきかについては、さらに議論が必要だと思われる。

ただ、ヤフージャパンの上記報告書は、あくまでも同社の自主的な削除の基準を考えるものであって、法的な削除義務の問題とは別個であることが強調されている点には留意する必要がある。

Ⅳ．「忘れられる権利」の承認の是非をめぐる立法論

1. 総務省「インターネット上の個人情報・利用者情報等の流通への対応について」報告書

以上のように、日本においては「忘れられる権利」に関しては、名誉権やプライバシー権保護の一部として対応しようとする傾向が強いが、後述のように立法論を主張する見解もないわけではない。

しかし、この問題を管轄する総務省は消極的な姿勢を示している。2015年 7 月17日、総務省は「インターネット上の個人情報・利用者情報等の流通への対応につい

て」という有識者会合の報告書を公表した¹⁷⁾。この報告書は、検討の背景と視点（第1章）、我が国における動向（第2章）、諸外国の動向（第3章）、基本的な考え方と今後の取組の方向性（第4章）という4つの章からなるものである。

第1章では、検討の視点として、①個人の救済の必要性の高まり、②個人の救済と表現の自由及び知る権利等との適切なバランス、③インターネットの利便性・グローバル性・多様性等の基本的特性を踏まえた取組の方向性、という3点が挙げられている。

第2章では、本稿でも紹介した日本の法制度や判例に加え、インターネット上の権利侵害対策に関するプロバイダ等の民間事業者の自主的な取組が紹介されている。その上で、課題として以下のような点が指摘されている¹⁸⁾。

- ・ 個人情報・利用者情報等がネット上の多数のサイトに拡散し、全てのサイトに対し、個別に削除請求をすることが極めて困難である場合がある。
- ・ プロバイダ、SNS事業者、検索事業者等の関連事業者（日本人を対象にしたサービスを提供している外国事業者も含む）において、削除等の基準や削除等の依頼方法等が明らかにされていない、あるいは存在しても不明確である、利用者にとって分かりにくい場合がある。
- ・ 裁判手続により削除等を求める場合に時間的、経済的コストが生じ、権利救済を求める者にとって負担となる場合がある。
- ・ 発信者情報開示請求に関し、IPアドレス等の現行規定で対象とされている情報のみでは、プロバイダ等で発信者を特定することができない場合がある。
- ・ 日本人を対象にしたサービスを提供している外国事業者に対し、日本法の適用があるのか、適用があるとしても執行がなされるのか。

第3章では、アメリカ、ヨーロッパ及び韓国の状況が紹介されている。ヨーロッパに

¹⁷⁾ http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000184.html

¹⁸⁾ 報告書18頁。

については、もちろん、EUデータ保護規則の立法状況、グーグル・スペイン社に関するEU司法裁判所判決とその後の展開等が比較的詳しく紹介されている。韓国については、情報通信網法44条の2およびその改正論議が紹介されているほか、放送通信委員会での検討状況や「オンライン個人情報取り扱いガイドライン」（2014年11月）への言及がある。

第4章では、今後の取組の方向性について提案がなされている。まず、基本的な認識として、日本の法制度及び民間事業者の自主的な取組は基本的には有効に機能しており、国際的に見ても遜色がないものの、先に列挙したような課題への対応が必要であるという見方が示された。

そして、今後の取り組みの方向性として、第1に、民間における自主的な取組の促進と実効性の向上の必要性が指摘されている。各関連事業者が適切な削除等の判断基準や削除等の状況・実績を公表する等、削除等の対応の透明性を高めること、削除等の手続を明確化して利用しやすい形で提供する取組、広範な関係者の参加する自主的な取組に係る情報共有の場の検討等が重要ななどとされる。

第2に、制度的方策の調査・検討である。一見すると、法改正あるいは法律制定を求めているようにも見えるが¹⁹⁾、必ずしもそうではなく、引き続き制度的方策を調査・検討していくべきであるという趣旨である。

2. 「忘れられる権利」に関する法律制定を主張する学説

本稿で述べてきたところから明らかなように、日本では、「忘れられる権利」について新たな法制定をすることには消極的な見解が有力である。これに対して、プライバシー・個人情報保護問題に関する代表的な論者の1人である宮下紘は、法制定も真剣に考えるべきだと主張している²⁰⁾。

19) ただし、発信者情報開示に関するプロバイダ責任制限法4条に基づく省令について、開示対象を拡大してポート番号を含めるよう改正すべきだとの提案はあった（実際、2015年12月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条第1項の発信者情報を定める省令」の改正がなされた）。

それによれば、「忘れられる権利」に関する訴訟では前科の公表に関する検索結果の削除が問題となることが多いが、最高裁が「検索エンジンで他人の前科を知る権利」を正面から認めたことはないこと、検索結果の削除が主として問題となるのは、報道機関による報道記事ではなく、SNSや掲示板等によるコピーの検索結果の表示であり、これらが削除されても国民の知る権利が著しく阻害されるわけではないこと、これに対して被害者が受ける名誉・プライバシーの権利侵害は深刻であり、回復も困難であることが指摘される。その上で、以下のように述べる²¹⁾。

日本ではこれまでのところ、一部の訴訟を除いて、検索エンジン運営会社はそれぞれ基準を設けるなどして自主的に削除に応じてきている。しかし、削除要請は膨大な数にのぼり、検索エンジン運営会社にとっても大きな負担となっている。そのため、検索エンジンの情報にアクセスする利益に配慮しつつ、忘れられる権利に関する基準の明確化が喫緊の課題となっている。

今後の対応として、新たに設置された個人情報保護委員会などが削除の統一基準を示すことが望ましい。同時にEUやアメリカカリフォルニア州にならって、日本での忘れられる権利の立法化についても検討されるべきである。その上で、利用者による削除要請について、個人情報保護委員会への苦情申立の道を開くとともに、個別の紛争については裁判所が対応を行い、裁判例を積み重ねていくことが重要となる。

こうした主張については、検索サービス事業者は確かに自主的に削除に応じてきているが、それは、基本的には名誉権、プライバシー権の侵害であるからであって、「忘れられる権利」そのものを認めているわけではない。また、基準の明確化が必要であることもその通りであるが、これも、本稿で紹介したヤフーの例のように、自主的な取組がなされており、また、総務省もそれを促進する報告書を公表している。したがって、以上の範囲であれば、法制定は必ずしも必要ではないことになる。

これに対して、これも前述の通り、現在の解釈によれば個人情報保護法の検索サー

20) インターネット上で閲覧できる論考として、宮下紘「『忘れられる権利』、日本でも真剣に考える時」WEBRONZA2016年8月24日 (<http://webronza.asahi.com/national/articles/2016081000003.html>)、そのほか、同「忘れられる権利と検索エンジンの法的責任」比較法雑誌50巻1号(2016年)35頁。

21) 宮下・前掲「『忘れられる権利』、日本でも真剣に考える時」第5節。

ビスへの適用はないとされているため、個人情報保護委員会の介入を求める点は、法制定（法改正）が必要になる。検索結果削除の問題は日本ではこれまで不法行為あるいは人格権侵害として民法の領域の問題として扱われてきたが、こうした法制定を行うことはE U型の「忘れられる権利」の捉え方に向かっでの転換を意味することになり、実際にこのような動きが生じれば、大きな議論を呼ぶことになるだろう。

実際、このような転換の意味は大きい。ヨーロッパの「忘れられる権利」の母国であるフランス法と日本法との詳細な比較研究を行った民法・知的財産法の村田健介による「『忘れられる権利』に関する議論は、一般論として、そもそも『私』の情報を『私』の都合でコントロールし得る可能性を当然のことと認めるか否かを再考させる1つの契機になっている」²²⁾という指摘は重要だろう。

V. 結論

以上をまとめると、以下のようになる。

まず、EU法とは異なり、日本では「忘れられる権利」は、独自の権利としては捉えられていない。名誉権またはプライバシー権の一部としての検索結果等の削除を求める権利として考えられている。

第2に、具体的な削除等の基準としては、下級審裁判例は分かれており、最高裁の判断を待っている状況にある。

第3に、立法論は盛んではなく、結局はいま述べた最高裁の判断が今後の基準になりそうである。

最後に私見を若干述べるとすれば、この問題は、権利侵害情報の発信者ではない検索サービス事業者と、実質的には検索サービスによって拡大した被害を受ける者との存在があって大変困難な問題である。また、削除を行うにしても、検索結果のタイトルだけなのか、スニペットなのか、リンク先なのか、あるいは、各国のドメインでの削除かグローバルな削除か、など、具体的な問題は多くあるし、検索サービスの発展に伴ってし

22) 村田健介「『忘れられる権利』の位置付けに関する一考察」岡山大学法学会雑誌65巻3・4号（2016年）493頁（531頁）。

ばしば事情が変化する。

このような状況を踏まえ、また、寡占市場であって検索事業者の数が少なく自主的な規制を促すことも可能であることも考えれば、立法による対応ではなく、今後出される最高裁の判断枠組みを前提に、それ以上のことは各検索サービス事業者の自主的な基準に委ねるということも十分考えられると思われる。

K C I

参考文献

- 石井夏生利、神田知宏、森亮二「鼎談 検索結果削除の仮処分決定のとらえ方と企業を含むネット情報の削除実務」NBL1044号（2015年）
- 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説（第4版）』（有斐閣、2013年）
- 宇賀克也「『忘れられる権利』について 検索サービス事業者の削除義務に焦点を当てて」論究ジュリスト18号（2016年）
- 奥田喜道（編著）『ネット社会と忘れられる権利 個人データ削除の裁判例とその法理』（現代人文社、2015年）
- 神田知宏「さいたま地裁平成27年12月22日決定における『忘れられる権利』の考察」L & T 72号（2016年）
- 神田知宏『ネット検索が怖い 「忘れられる権利」の現状と活用』（ポプラ新書、2015年）
- 矢戸常寿、門口正人、山口いつ子「鼎談 インターネットにおける表現の自由とプライバシー 検索エンジンを中心として」ジュリスト1484号（2015年）
- 総務省ICT サービス安心・安全研究会「インターネット上の個人情報・利用者情報等の流通への対応について」（2015年）
http://www.soumu.go.jp/main_content/000369245.pdf
- 田中芳樹「事業者代理人からみた検索結果削除判例の分析と現状」L & T72号（2016年）
- 宮下紘「『忘れられる権利』、日本でも真剣に考える時」WEBRONZA2016年8月24日
- 宮下紘「忘れられる権利と検索エンジンの法的責任」比較法雑誌50巻1号（2016年）
- 村田健介「『忘れられる権利』の位置付けに関する一考察」岡山大学法学会雑誌65巻3・4号（2016年）
- 森亮二「検索とプライバシー侵害・名誉毀損に関する近時の判例」法律のひろば68巻3号（2015年）
- Yahoo! JAPAN「検索結果とプライバシーに関する有識者会議報告書」（2015

年) <http://publicpolicy.yahoo.co.jp/2014/11/0717.html>

CJEU, *Google Spain SL and Google Inc. v. Agencia Española de Protección de Datos and Mario Costeja González*, C-131/12, May 13, 2014.

東京地判1964年9月28日下民集15卷9号2317頁(『宴のあと』事件)

最大判1986年6月11日民集40卷4号872頁(北方ジャーナル事件)

最三小判1994年2月8日民集48卷2号149頁(ノンフィクション『逆転』事件)

東京地決2008年11月14日判例集未登載

東京地判2013年4月15日判例集未登載

東京地判2013年5月30日判例集未登載

東京高判2014年1月15日判例集未登載

さいたま地決2015年12月22日判時2282号78頁

東京高決2016年7月12日判例集未登載

東京地決2016年7月14日判例集未登載

東京地決2016年8月17日判例集未登載

<http://www.2ch.net/>

<http://2ch.sc/>

<국문초록>

일본에 있어서 「잊혀질 권리」에 관한 판례 및 논의상황

소가베 마사히로*

EU법과는 달리, 일본에서의 「잊혀질 권리」는 독자적인 권리로서 다루어지고 있지 않다. EU개인데이터보호규칙과 관계된 개인정보보호법은, 검색서비스에는 적용되고 있지 않다. 따라서, 이에 대응하는 문제는 명예권 또는 프라이버시권의 일부로서 검색결과 등의 삭제를 요구하는 권리로 다루어져 재판소에서 논의된 사례가 상당수 존재한다. 구체적인 삭제 등의 기준으로서 하급심판례에서는, 비교형량론을 취하는 것과, 명백성 기준을 취하는 것으로 나뉘어져 있으며, 최고재판소의 판단을 기다리고 있는 상황이다. 한편, 자주적인 삭제기준을 공표하는 검색서비스 사업자도 있으며, 총무성에서도 자주적인 대응 방안을 추진하고 있다. 이러한 상황 속에서, 입법론을 주장하는 논자는 소수이며, 앞으로 최고재판소의 판단이 그 기준이 될 것이다.

주제어 : 잊혀질 권리, 검색결과 삭제, 프라이버시, 매개자 책임, 알 권리

* 교토대학대학원 법학연구과 교수